

# 【協議】紅葉ルートバスについて



# 紅葉ルートバスの運行について（道路運送法第4条での運行）

## 【背景】

紅葉時期の犬山市栗栖・継鹿尾方面で発生する渋滞や混雑に係る地域住民の生活への支障を軽減するとともに、観光客の利便性向上を目的として、犬山市では平成19年度より道路運送法第21条運行にて名鉄バス(株)に業務委託を行い、ルートバスの運行を実施している。

## 【4条運行化の経緯】

紅葉ルートバスの運行に際し、令和4年度までは道路運送法第21条により運行（単年度のイベント運行）していたが、同様のルート・ダイヤにて今後も毎年運行する予定であるため、令和5年度以降は、同法第4条により運行（路線定期運行）する。

→ 手続きの変更であり、運行内容は従来通り

## (参考) 道路運送法

### (乗合旅客の運送)

**第21条** 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 1 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 2 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。



### (種類)

第3条 略

1 略

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）  
ロ及びハ 略

### (一般旅客自動車運送事業の許可)

**第4条** 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第1号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

## 【実施体制】

実施主体：犬山市

運行主体：名鉄バス株式会社

## 【運行内容】

### ①運行日

毎年11月の第3・4土日

### ②ルート

犬山遊園駅東口 ⇄ 寂光院 ⇄ 桃太郎公園

※6ページ参照

### ③ダイヤ

15分間隔の運行

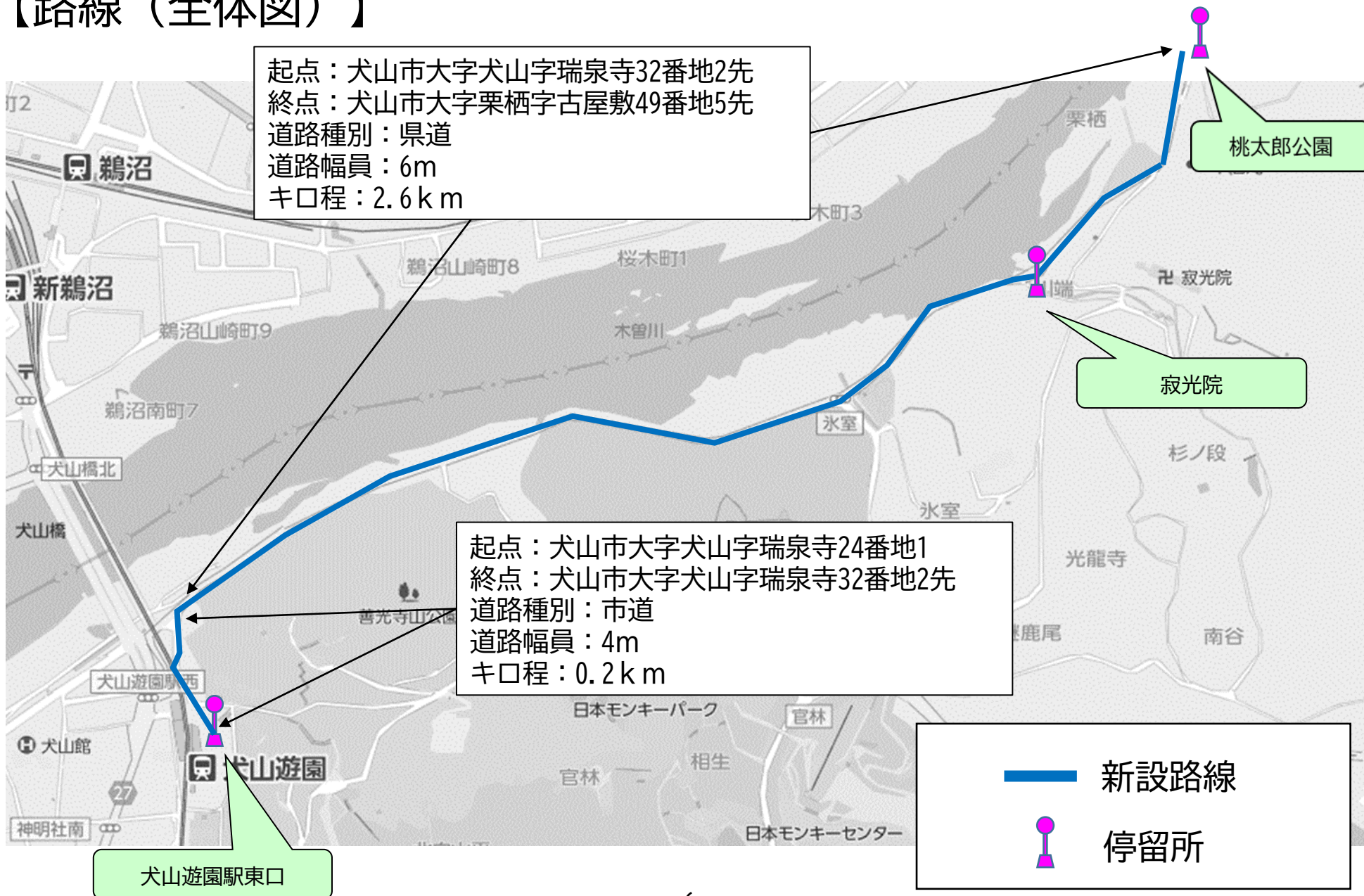
※8ページ参照

### ④運賃 ※協議運賃

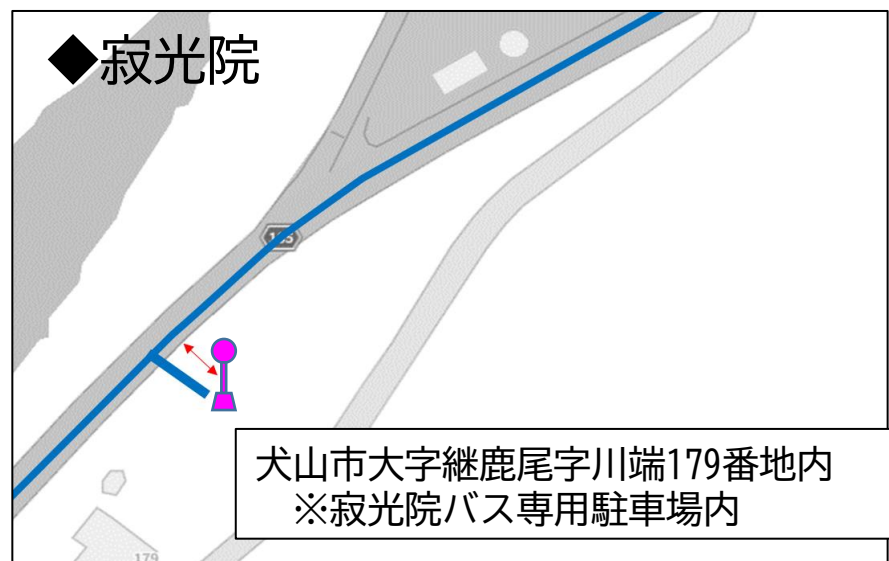
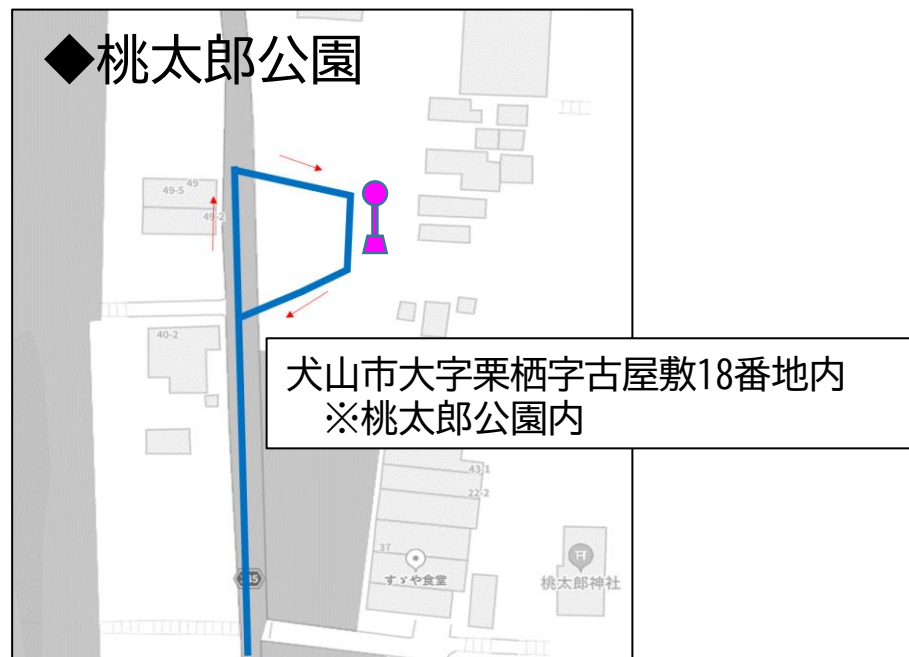
1人1乗車100円（乳幼児無料）

※現金もしくは交通系ICカードにて支払い

# 【路線（全体図）】



# 【路線（停留所付近） ・ 停留所】



# 【ダイヤ】

回数	号車	犬山遊園駅東口 発	寂光院 着	桃太郎公園 着	桃太郎公園 発	寂光院 着	犬山遊園駅東口 着
1	1	9:00	9:07	9:13	9:15	9:23	9:31
2	2	9:15	9:22	9:28	9:30	9:38	9:46
3	3	9:30	9:37	9:43	9:45	9:53	10:01
4	1	9:45	9:52	9:58	10:00	10:08	10:16
5	2	10:00	10:07	10:13	10:15	10:23	10:31
6	3	10:15	10:22	10:28	10:30	10:38	10:46
7	1	10:30	10:37	10:43	10:45	10:53	11:01
8	2	10:45	10:52	10:58	11:00	11:08	11:16
9	3	11:00	11:07	11:13	11:15	11:23	11:31
10	1	11:15	11:22	11:28	11:30	11:38	11:46
11	2	11:30	11:37	11:43	11:45	11:53	12:01
12	3	11:45	11:52	11:58	12:00	12:08	12:16
13	1	12:00	12:07	12:13	12:15	12:23	12:31
14	2	12:15	12:22	12:28	12:30	12:38	12:46
15	3	12:30	12:37	12:43	12:45	12:53	13:01
16	1	12:45	12:52	12:58	13:00	13:08	13:16
17	2	13:00	13:07	13:13	13:15	13:23	13:31
18	3	13:15	13:22	13:28	13:30	13:38	13:46
19	1	13:30	13:37	13:43	13:45	13:53	14:01
20	2	13:45	13:52	13:58	14:00	14:08	14:16
21	3	14:00	14:07	14:13	14:15	14:23	14:31
22	1	14:15	14:22	14:28	14:30	14:38	14:46
23	2	14:30	14:37	14:43	14:45	14:53	15:01
24	3	14:45	14:52	14:58	15:00	15:08	15:16
25	1	15:00	15:07	15:13	15:15	15:23	15:31
26	2	15:15	15:22	15:28	15:30	15:38	15:46
27	3	15:30	15:37	15:43	15:45	15:53	16:01
28	1	15:45	15:52	15:58	16:00	16:08	16:16
29	2	16:00	16:07	16:13	16:15	16:23	16:31

3両運行

15分ペースで運行

※昨年度までのダイヤ  
から変更なし



## 【事前確認事項】

### ◆公安委員会

→各停留所の敷地内では、観光客等周りに十分注意して運行してください。  
また、「寂光院」については、進入の際に特に注意してください。

### ◆道路管理者(県道)

→特に意見はありません。安全運行に努めてください。

### ◆道路管理者(市道)

→特に意見はありません。安全運行に努めてください。

## 【昨年度までの実績】

年度	運行日	乗車人数 (人)	1日あたりの乗車人数 (人/日)
令和元年度	11/23, 24, 30, 12/1 (4日間)	4,791	1,198
令和2年度	コロナ禍のため中止	—	—
令和3年度	11/20, 21, 27, 28 (4日間)	3,684	921
令和4年度	11/19, 20, 26, 27 (4日間)	3,039	760